

「横浜みどりアップ計画」地域緑のまちづくり

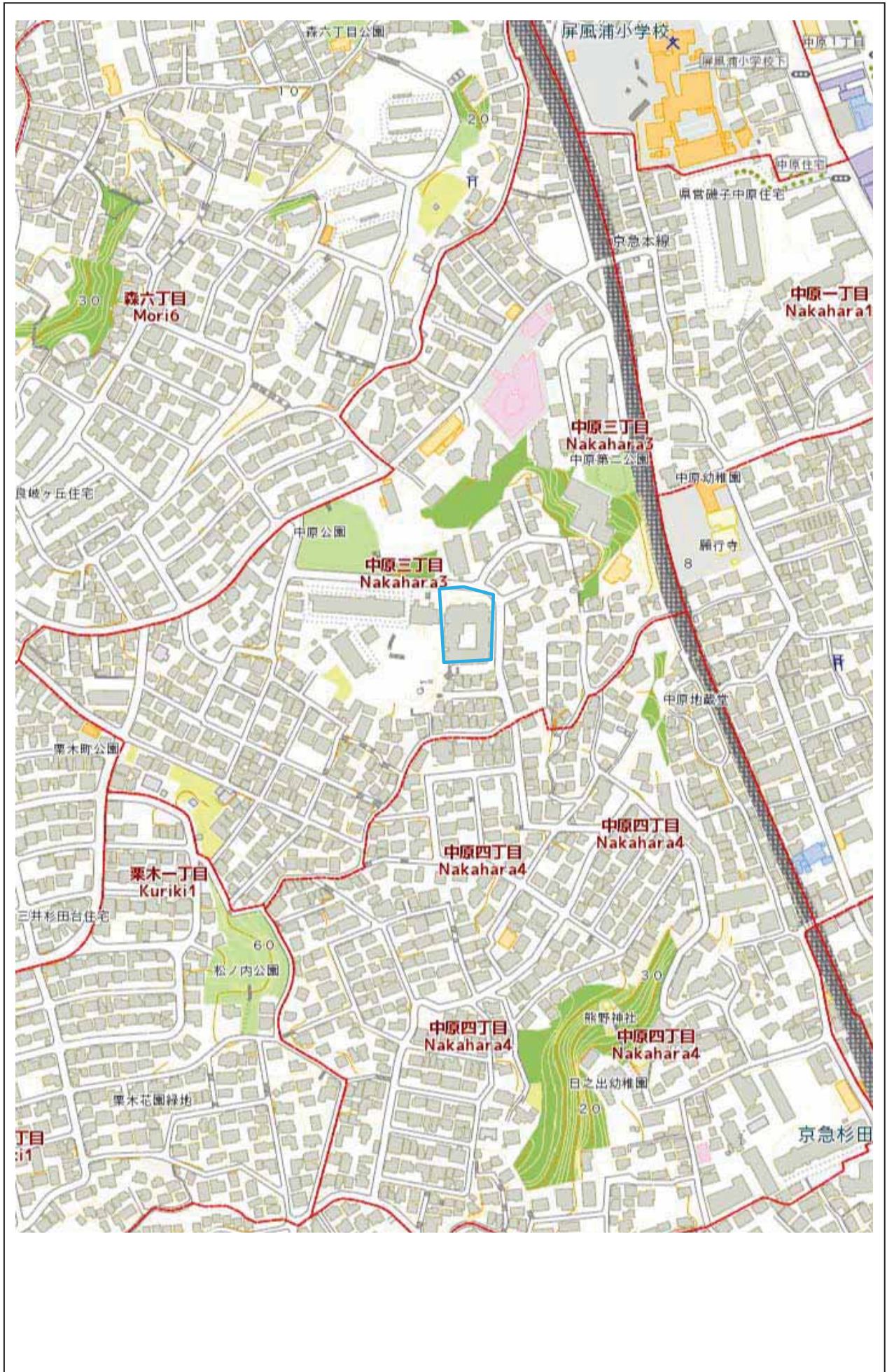
中原三丁目地区 地域緑化計画書

計画名：桜と紫陽花、草花が咲く坂道の庭づくり

推進団体名：花と緑の委員会

この地域緑化計画書は、公開します。

地区の範囲



<p>計画期間</p>	<p>平成26年度 ～ 平成28年度</p>
<p>計画概要</p>	<p>計画地は通学路に面した緑地であり、朝夕は子ども達や通勤者が多く行きかう場所です。</p> <p>緑地は桜等の高木が植わり緑の景観を形成していますが、本計画により紫陽花などの低木類や草花を植えることで地域の庭としてより一層景観の向上を図ります。また、周辺の緑と連担した生物の生息域としても役割も視野に入れて整備や管理を行います</p> <p>園芸を趣味とするメンバーにより活動を行っていきませんが、近隣には友人知人のつながりが深く、本計画を進める中で園芸活動を通じて緑の環境づくりが地域に広がっていくことも目標とします。</p>
<p>立地環境</p>	<p>計画地は通学路に面した緑地であり坂道に面して大きく育った桜があります。この斜面を庭として整備することで活動に参加する方々だけでなく、通勤通学に通りにかかる方々にとっても楽しめる庭として適地と考えます。</p> <p>特に斜面の庭はアイストップ効果が高い位置にあることから植栽と一体となったフェンスやスツールなどの設置が景観上効果的と思われます。</p> <p>周辺には公園愛護会が管理をしているビオトープがある公園等があり、モズやジョウビタキ、ヒバリなどの野鳥や、タマムシやクワガタなどの昆虫が生息しており、単に植物を楽しむだけでなく、動植物が一体となった環境づくりにおいても絶好の場所と考えます。</p>
<p>計画の効果</p>	<p>大人にとって懐かしい風景は幼少時代にすごした風景であることが多いと計画メンバーは考えており、本計画によって身近な場所に良好な緑の景観を造っていくことは、大人にとっては親しみやすく懐かしさを感じさせ、子どもにとっては将来の豊かな人生観をもたらすものであってほしいと願っています。</p> <p>花の植え付けなどを行う際には、マンション住民以外の近隣の方々にも参加を呼び掛けるなど地域に親しまれる緑となるよう活動をしていく予定です。</p> <p>また、美しく明るい景観は上記の効果に加えて地域の防犯にも効果があると考えます。</p> <p>本計画を園芸を趣味とするメンバーが楽しんで継続的に進めていくことは地域の緑のまちづくりに寄与するものと確信しています。</p>

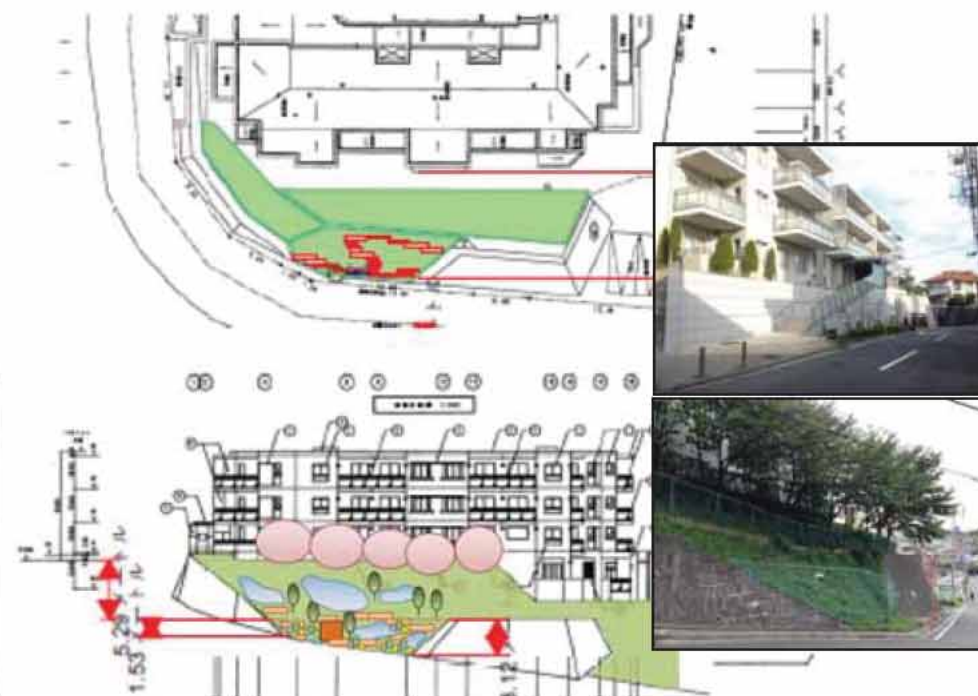
<p>計画期間中の 仲間づくり・資金</p>	<p>計画地は民有のマンション敷地内で行うものであり、住宅環境のプライバシーや防犯面に配慮するとともに、無理の無い仲間作り、資金計画が継続的な活動を進めるにあたり最も重要なことと考えています。</p> <p>このためメンバーはマンション住民により構成し、自己負担金についてはマンション管理組合の了承を得て組合費から無理の無い範囲で充当することで計画を進めることとします。</p> <p>また、活動を進める中で、講師を招いて園芸講習会を開催したり、園芸好きの友人を招くことや、挿し木などで増やした苗を近隣の方々と一緒に植えるなど、園芸活動を通じて周辺からの理解や支援を得る方法を検討していきたいと考えます。</p>
<p>計画期間終了後の 仲間づくり・資金</p>	<p>既に日ごろより園芸を行っているメンバーにより構成されているため、計画期間終了後も引き続き活動を行っていくことが無理なく進められると確信しております。</p> <p>また、園芸活動を進めていくことの喜びは、多くの花壇が家の外に向かって飾られるように、他の方々と共感することと考えています。人通りの多い道に面した庭で園芸を続けることは継続的な園芸を通じた仲間づくりに繋がるものと考えています。</p> <p>継続的な資金の確保については、もともとマンション敷地内の緑地管理費の一部を活動の予算に充てることとしているため、問題は無いと考えます。</p>
<p>創意工夫</p>	<p>斜面の花壇、平たんな花壇スペースはともに視認性に優れているため、造園的手法により長所を強調していきたいと思えます。</p> <p>道路からのアイストップ、シンボリックな桜の強調、四季の変化が楽しめる植栽などを重視した花壇を目指します。</p> <p>緑の景観を向上させる照明によるライトアップや、休憩用のスツールやベンチ、植物を誘引するアーチやフェンスなど造園資材を組み合わせる憩いのスペースとなるよう工夫したいと考えます。</p>

計画年次	計 画 内 容
<p>1年度目 (平成 26 年度)</p>	<p>園芸活動に必要となる道具類をそろえ、階段などを整備する必要が無い場所について草刈や剪定などを行います。園芸講座や勉強会、関連する図書の購入などを行います。</p> <p>3ヵ年度の活動をスムーズに進めるため、安全に楽しんで園芸活動を行うことを重視して活動を進めます。</p>
<p>2年度目 (平成 27 年度)</p>	<p>草花を植えていく斜面で活動を行うため、既存フェンスの一部を撤去し、門扉等を設置します。門扉設置などは専門業者へ作業を委託します。緑地は植栽だけでなく、植栽と一体となった雨水タンク、スツール、表示板(案内・樹名札等)等の整備も行います。</p> <p>門扉周辺や、その他の平坦な場所については、なるべくメンバーの活動によって草木の苗を植栽していきます。コンクリートの上などはプランターなども用いて緑化を進めます。近隣の方が苗植えなどに参加できるよう呼びかけをしていきます。</p>
<p>3年度目 (平成 28 年度)</p>	<p>専門業者へ作業を委託し、斜面に枕木等を利用した階段や土留めを設置します。</p> <p>階段や土留め、植栽と一体となったスツールやライトアップ等を設置し、斜面に紫陽花などの草木を植栽し、目標とする「桜と紫陽花、草花が咲く坂道の庭づくり」の完成とします。</p>
<p>計画期間 終了後</p>	<p>マンションの管理組合の協力を得ることで、継続的なメンテナンスに掛かる費用を確保し、園芸活動を継続していきます。</p> <p>紫陽花や多年草の挿し木や株分けなどを行い、参加者を増やしつつ、道沿いに花壇を広げていきボーダーガーデンとしてさらに景観の向上を目指します。</p>



参考写真（今後のイメージ写真）

マンションの中庭・専用庭で日常的にガーデニングを行うメンバーがおり、きめ細かな計画と管理が継続して行えます。



活動場所の計画イメージ

マンションエントランス周りと道路沿いの斜面を活動場所とします。
活動にあたっては既存のフェンスや土留め等の見栄えの改善などを含めて地域の庭として親しまれるよう工夫していきます。

助成項目	細目	1年度目（平成26年度）			2年度目（平成27年度）			3年度目（平成28年度）			項目ごとの合計	※【参考】 助成率・助成金額の上限	
		0	228	852	1,080	0	228	852	1,080	100%以内			
1 民有地緑化	①設計等経費	入口脇緑地の緑化設計（平坦地）			北向き法面の緑地設計（法面）						100%以内		
		入口脇緑地の緑地整備 低木植栽、中木植栽、雨水タンク設置、プランター設置 北向き法面の緑地整備 管理路設置、つる植物緑化用フェンス設置			北向き法面の緑地整備 枕木土留め、植栽、スツール							90%以内	
2 景観木保全	①調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	100%以内			
	②診断書作成費	0	0	0	0	0	0	0	0	100%以内 (上限20千円/本)			
	③治療費	0	0	0	0	0	0	0	0	③と④は各景観木1本につき、合計50千円以内	100%以内 (上限50千円/本)		
	④環境整備費	0	0	0	0	0	0	0	0		100%以内 (上限50千円/本)		
3 地域緑化活動 ^(注3)	①維持・管理費	200	200	200	200	200	200	200	600	①～④の合計 1,000千円以内 /年度	100%以内		
	②広報・研修費	140	260	260	260	260	260	260	660		100%以内		
	③事務費	100	100	100	100	100	100	100	300		100%以内 (上限100千円/年度)		
	④諸雑費	40	40	40	40	40	40	40	120		100%以内 (上限40千円/年度)		
年度ごとの合計 ^(注4, 6, 7, 8)		480	1,952	3,930	6,362	1~3の合計5,000千円以内/年度							

(記入時の注意事項)

- 注1：提案計画の助成金と自己負担金を含めた概算事業費（予定金額）を記入してください。計画がない項目や細目は、0（ゼロ）を記入してください。
- 注2：民有地緑化の緑化整備等経費には、最低10%の自己負担金が必要となります。（助成金申請時に、自己負担金が用意できることが助成金交付の要件となります。）
- 注3：地域緑化活動の助成項目では、1年度につき1,000千円が助成金額の上限となります。
- 注4：民有地緑化、景観木保全、地域緑化活動の助成金の合計は1年度につき5,000千円が助成金額の上限となります。（3年度総合計の助成金額の上限は、15,000千円です。）
- 注5：千円単位で記入してください。（なお助成金額は、千円未満切り捨てとなり、端数は自己負担金となります。）
- 注6：本概算事業費の年度ごとの合計金額を上回る助成金の申請はできません。
- 注7：年度ごとの概算事業費を作成することとし、年度間での助成金のやりとりはできません。（年度ごとに助成事業を完了させる必要があります。）
- 注8：上限内での年度ごとの項目間、細目間での事業計画の見直しは、可能です。（28年度の地域緑化活動における維持管理費を増やし、その分の広報研修費を減らすなど）

【この「提案書」は、公開されることを留意して記入してください。】